

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 2 月 10 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601030号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600356号

## 第1 結論

請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和57年9月30日から同年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

昭和57年9月30日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和57年9月30日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年9月30日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入記録では、A社B支店の厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日は昭和57年9月30日となっているが、月末まで勤務しており、給料から厚生年金保険料が控除されていた。給与明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された給与明細書、A社から提出された人事異動記録及び同社B支店の回答並びに複数の同僚の回答により、請求者は請求期間において、A社B支店に継続して勤務(A社B支店からC社に異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

なお、異動日(転籍日)については、A社B支店は、請求者の同社での勤務は、昭和57年9月30日までであったため、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は同年10月1日にて届出すべきであった旨回答していることから、同年10月1日とすることが必要である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、昭和 57 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の昭和 57 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600994号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600357号

## 第1 結論

請求者のA社における平成6年10月1日から平成7年11月30日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。平成6年10月から平成7年4月までの標準報酬月額については24万円から26万円、平成7年5月から同年10月までの標準報酬月額については30万円から32万円とする。

平成6年10月から平成7年10月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和45年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年10月1日から平成7年11月30日まで

A社に勤務した請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額が給与支給額に見合う標準報酬月額と相違しているので、請求期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、平成6年10月から平成7年4月までは26万円、平成7年5月から同年10月までは32万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(平成7年11月30日)の後の平成8年3月7日付けで、平成6年10月の定時決定、平成7年5月の随時改定及び同年10月の定時決定が取り消され、遡って平成6年10月から平成7年4月までは24万円、平成7年5月から同年10月までは30万円に減額処理が行われていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、請求者と同様に平成8年3月7日付けで、遡って標準報酬月額の減額処理が行われている者が多数いることが確認できる。

さらに、A社において経理担当をしていた複数の者は、同社は業績が悪く、社会保険料を滞納していたとし、給料の未払いがあった旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、平成8年3月7日付けで行われた遡及減額処理は事実即したものと考えるのが難しく、請求者について平成6年10月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があ

ったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、平成6年10月から平成7年4月までは26万円、平成7年5月から同年10月までは32万円に訂正することが必要である。